



PUBLIC RELATIONS KAMIKOANI

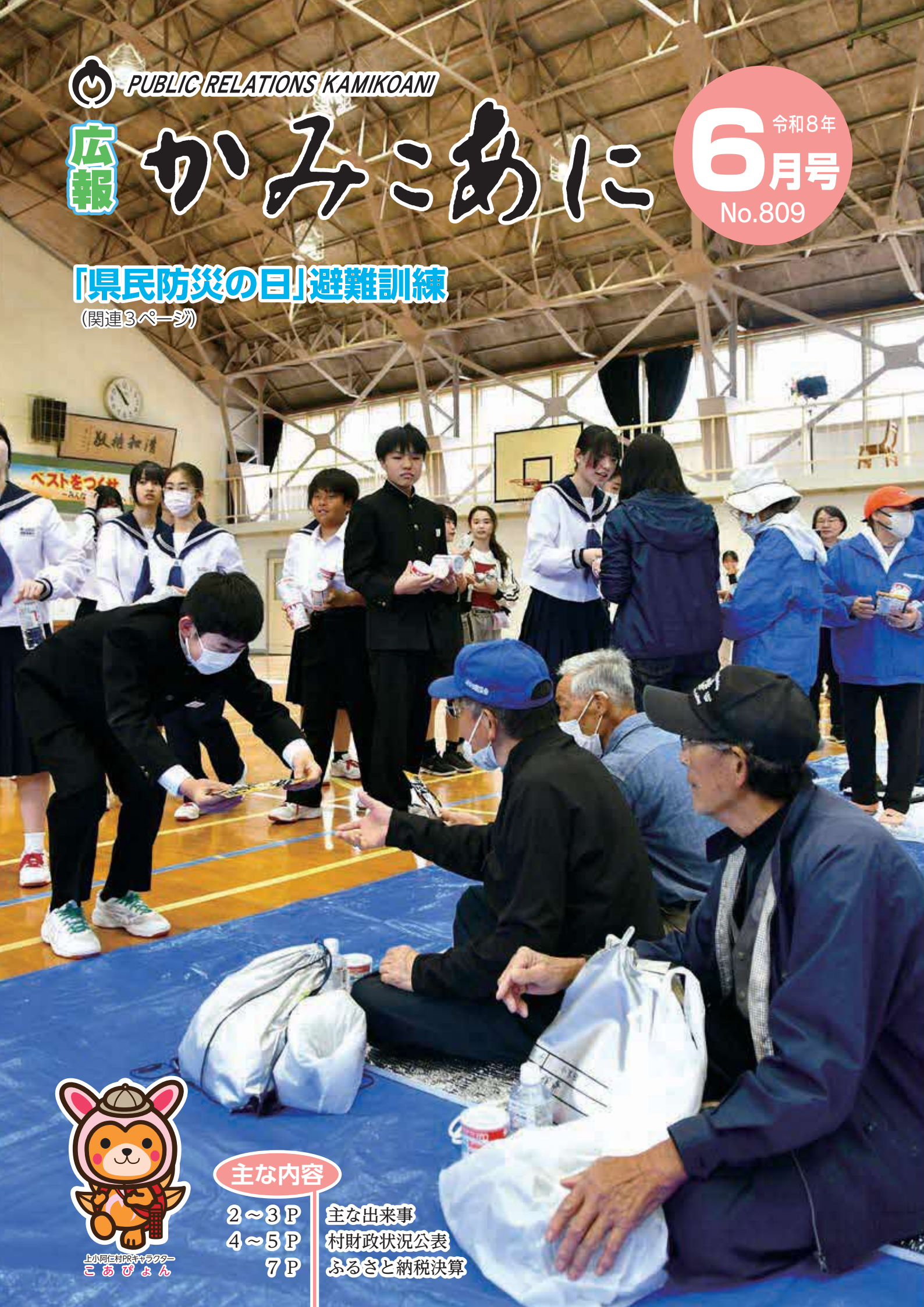
広報

かみこあに

令和8年
6月号
No.809

「県民防災の日」避難訓練

(関連3ページ)



上小阿仁村PRキャラクター
こあびよん

主な内容

- 2～3P 主な出来事
- 4～5P 村財政状況公表
- 7P ふるさと納税決算

令和8年 春の叙勲・褒章

4月29日、令和8年春の叙勲・褒章の受章者が発表され、武石聡氏（羽立）が瑞宝双光章（消防功労）を受章しました。

5月8日、秋田県知事から伝達されました。



武石聡氏

■武石聡氏の消防歴

◇昭和50年1月1日～

平成9年12月31日

上小阿仁村消防団 団員

◇平成10年1月1日～

平成11年12月31日

上小阿仁村消防団 班長

◇平成12年1月1日～

平成12年12月31日

上小阿仁村消防団 副分団長

◇平成13年1月1日～

平成22年4月21日

上小阿仁村消防団 分団長

◇平成22年4月22日～

平成31年3月31日

上小阿仁村消防団 副団長

◇平成31年4月1日～

令和7年3月31日

上小阿仁村消防団 団長



自衛官募集相談員 委嘱式

5月12日、上小阿仁村役場で令和8年度上小阿仁村自衛官募集相談員の委嘱式が行われ、村長から石上正行氏（沖田面）へ委嘱状が交付されました。



委嘱状を受け取る石上正行氏

東京農業大学

森林療法体験会

5月19日、村と包括連携協定を締結している東京農業大学の事業として、令和8年3月に続き、2回目となる森林療法体験会が開催されました。

森林療法とは、疾病の治療や健康増進、生活習慣病の予防、気分の改善、心身のリハビリテーションなどを目的として、森林環境を活用するものです。

当日は、東京農業大学の上原巖教授ほか2名と村民13名が参加し、森林の中で心身をリフレッシュする時間を過ごしました。

参加者は、はじめに保健センターで血圧や唾液アミラーゼなどの測定を行い、その後、山ふじ温泉周辺の森林へ移動して散策しました。散策後には再度、各種測定を行い、森林療法による心身への効果を確認しました。

参加者からは「前回も参加したが、今回は新緑の中、鳥の声も聞こえてとても気持ちよかった」「森林療法前後で、数値やアンケート結果が変わるのがとても興味深かった」と感想を述べました。



森林療法後に測定をする様子



散策中に説明をする上原巖教授

「県民防災の日」に合わせた避難訓練

5月22日、北秋田市消防署上小阿仁分署の主催で、上小阿仁小中学校において災害発生時の避難所設置や運営に関する訓練が行われ、防災についての知識を深めました。

避難所設置訓練に参加した生徒は「昨年、ベッドの組み立てが難しいと感じたが、今年はスムーズに組み立てをすることができた。災害備蓄品を配るとき、誰に何が配られているか把握するのが大変だった」一般参加の住民の方は「もしもの時、何も知らないかと慌ててしまう。今回、役割などを確認できたことで、災害への備えができた」と感想を述べました。

今回の訓練を通じて、児童・生徒や住民の方が防災への意識を高め、いざという時に落ち着いて行動できる力を身につけることができました。



班長会議の様子



簡易ベッドを体験する生徒



机の下に身を隠す児童

かみこあに保育園 サツマイモの苗植え

5月28日、かみこあに保育園でサツマイモの苗植えが行われました。園児たちは小林園長に植え方を教わった後、苗を優しく持ち「おおきなれ、おおきなれ」と声をかけながら、ひとつひとつ丁寧に植えました。

秋に収穫予定のサツマイモは、食生活改善推進員の皆さんと一緒に調理をして楽しむ予定です。



苗を植える園児たち



まるごと秋田博2026 ～まるごと体験！ 秋田の郷土芸能と酒と食～

5月30日と31日、上小阿仁村PRキャラクター「こあぴょん」が秋田市中心市街地で開催された「まるごと秋田博2026」に参加しました。このイベントは、昨年まで開催されていた「これが秋田だ！食と芸能大祭典」をリニューアルし、中心市街地をまるごとテーマパーク化したものです。

ご当地キャラPRステージでは、はちくん（大館市）、にかほっぺん（にかほ市）、まるびちゃん（大仙市）、ニャンパチ（八郎潟町）と共演し、村の特産品である食用ほおずきのPRなどを行い、会場を盛り上げました。

ステージ終了後は上小阿仁村のブースへ移動し、子どもから大人まで多くの来場者から声をかけられ、写真撮影やハイタッチに応じるなど、大人気でした。



ブースで上小阿仁村をPRするこあぴょん

■財産、地方債及び一時借入金の現在高

土地	区 分	前年度末現在高	増 減 高	7年3月末現在高
	本 庁 舎	21,389㎡	0㎡	21,389㎡
	公 共 用 財 産	294,397㎡	-301㎡	294,096㎡
	そ の 他 の 行 政 機 関	1,574㎡	0㎡	1,574㎡
	山 林	21,219,529㎡	0㎡	21,219,529㎡
	そ の 他	3,883,138㎡	0㎡	3,883,138㎡
計	25,420,027㎡	-301㎡	25,419,726㎡	

建物	区 分	前年度末現在高	増 減 高	7年3月末現在高
	本 庁 舎	3,241㎡	0㎡	3,241㎡
	公 共 用 財 産	37,822㎡	-189㎡	37,633㎡
	そ の 他 の 行 政 機 関	532㎡	0㎡	532㎡
	そ の 他	0㎡	0㎡	0㎡
計	41,595㎡	-189㎡	41,406㎡	

車両	区 分	前年度末台数	増 減 高	7年3月末台数
	車 両	50台	△1台	49台

証券価値	区 分	前年度末現在高	増 減 高	7年3月末現在高
	株 券 ・ 債 券	124,776万円	40,000万円	164,776万円

出資による権利	区 分	前年度末現在高	増 減 高	7年3月末現在高
	出 資 金	7,586万円	0万円	7,586万円

債権	区 分	前年度末現在高	増 減 高	7年3月末現在高
	奨 学 金 貸 付 金	3,076万円	250万円	3,326万円
計	3,076万円	250万円	3,326万円	

基金	区 分	前年度末現在高	増 減 高	7年3月末現在高
	一 般 会 計 財 政 調 整 基 金	29億5,651万円	△1億9,458万円	27億6,193万円
	一 般 会 計 減 債 基 金	6億812万円	57万円	6億869万円
	そ の 他 目 的 基 金	11億3,861万円	△93万円	11億3,768万円
計	47億324万円	△1億9,494万円	45億829万円	

一時借入金及び	会 計 区 分	前年度末現在高	増 減 高	7年3月末現在高	一時借入金現在高
	一 般 会 計	22億2,057万円	1億1,074万円	23億3,131万円	0万円
	特 別 会 計	7億5,596万円	△2億4,077万円	5億1,519万円	0万円
計	29億7,653万円	△1億3,003万円	28億4,650万円	0万円	

■住民の負担状況

※現年課税分調定額による

①村 税

(人口 1,771人、世帯数 962世帯)

区 分	税 目	村民一人当たり	一世帯当たり
直接負担する村税	村民税個人分	30,964円	57,004円
	村民税法人分	1,870円	3,443円
	純固定資産税	38,747円	71,332円
	軽自動車税	3,369円	6,202円
間接的に負担する村税	たばこ税	7,169円	13,198円
計		82,119円	151,179円

②国民健康保険税

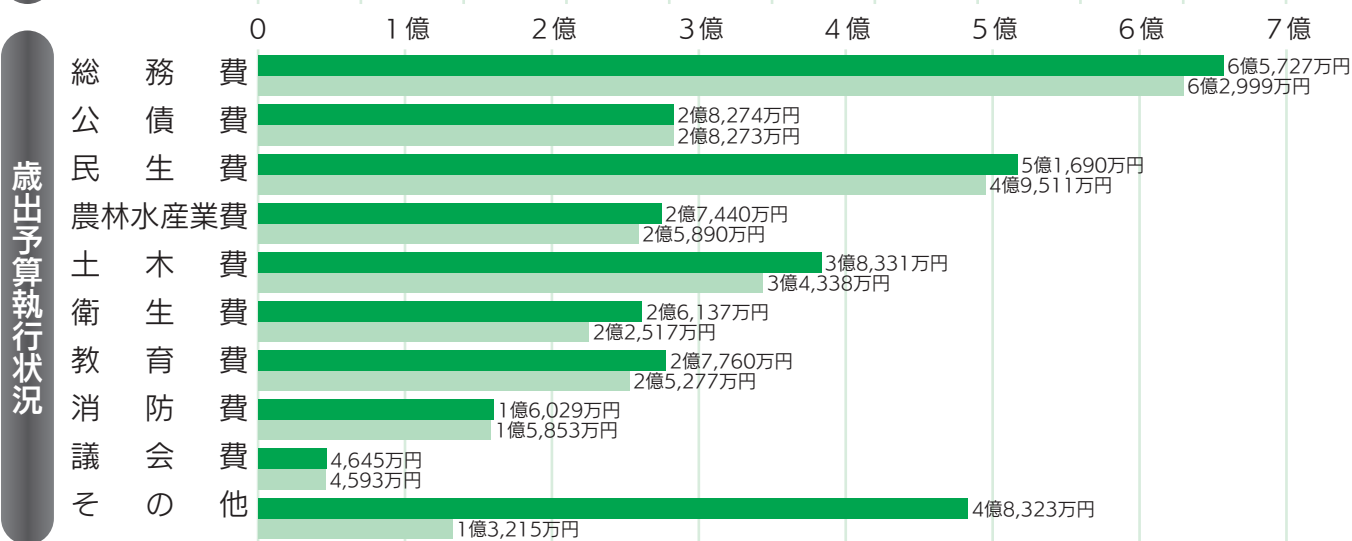
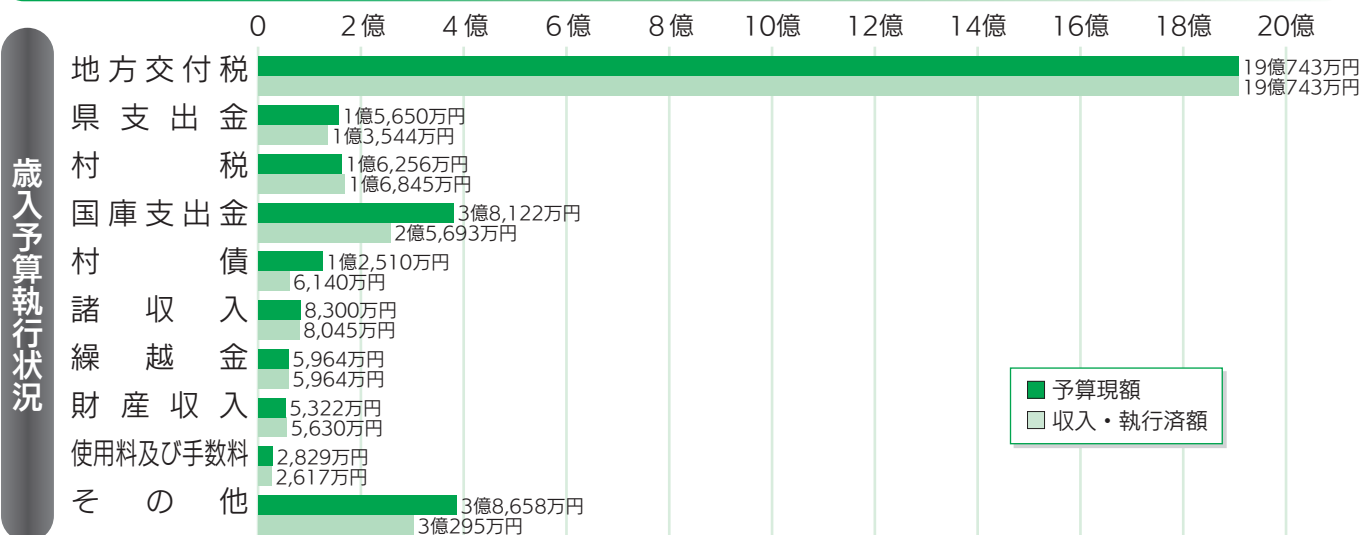
(加入被保険者数 394人、加入世帯数 296世帯)

加入者一人当たり	加入一世帯当たり
84,056円	111,885円

村の財政状況をお知らせいたします

村では、村民の皆さんに財政事情を知っていただくため、毎年2回、財政状況の概要を公表しています。今回は、令和7年度予算の3月31日現在についてお知らせします。なお、決算額については、10月号でお知らせします。

■一般会計歳入歳出予算の執行状況



歳入歳出予算現額	33億4,356万円	
歳入	収入済額	30億5,517万円
	収入率	91.4%
歳出	執行済額	28億2,468万円
	執行率	84.5%



■特別会計歳入歳出予算の執行状況

※（注）特別会計収入不足分については、一般会計からの会計間流用により執行しています。

会計区分	予算現額	収入済額	収入率	執行済額	執行率
国民健康保険事業勘定	3億1,336万円	2億5,945万円	82.8%	2億5,945万円	82.8%
国民健康保険診療施設勘定	1億855万円	1億265万円	94.6%	1億265万円	94.6%
介護保険事業勘定	5億2,869万円	5億1,299万円	97.0%	4億8,662万円	92.0%
後期高齢者医療	4,398万円	4,376万円	99.5%	4,376万円	99.5%
合計	9億9,457万円	9億1,885万円	92.4%	8億9,248万円	89.7%

6月は「食育月間」、 毎月19日は「食育の日」です

「食育」とは、生きる上での基本であり、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むことです。

一人一人が食生活を見直し、栄養バランスの良い食事を摂ることや朝ごはんを食べるなど望ましい食生活を送ることが大切です。日ごろの食生活を振り返り、行動に移してみましよう。

この期間中「食」に関する本や、パネルなどを展示しています。

「食育月間」を機会に、できることから取り組んでみませんか。

■ 展示期間

6月2日(火)～
6月30日(火)

■ 展示場所

村立図書館
(生涯学習センター)



人間ドック・脳ドックへ 助成します

村では、ドックを受けられた方への助成を行っています。

■ 助成額

・人間ドック 上限1万円
・脳ドック 上限1万円
(人間ドック・脳ドックそれぞれでの助成となります。)

■ 助成対象者

受診日当日の年齢が40歳以上の方で、人間ドックまたは脳ドックを受診した後、領収書と受診結果を提供いただける方。

※今年度内に特定健診、または後期高齢者健診を受けた方は、人間ドックの助成対象外です。脳ドックについては対象となります。

■ 助成期間

4月1日～令和9年3月31日

■ 助成方法

ドックを受けた日から、令和9年3月31日(水)までに、領収書と受診結果をご用意いただき、保健センターで申請してください。

大人の歯科健診・ 後期高齢者歯科健診のお知らせ

口の中の健康を保ち、歯の喪失予防を目的として、歯周病検診を実施します。



■ 対象者

20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・76歳の方(年齢基準日は、令和9年4月1日)

■ 期間

7月1日(水)～12月31日(木)

■ 実施医療機関

上小阿仁国保診療所・わしや歯科医院・北秋田市の歯科医院
※実施可能な北秋田市の歯科医院は、個別案内をご確認ください。

■ 受診方法

健康推進班に申込み後、受診票をお送りしますので、個々に医療機関へ予約し、受診してください。

■ 健診内容

歯の状況及び歯肉の状況
問診、診察、指導

■ 受診料

①国保加入者と76歳の方 無料
②国保以外の方 1300円(※)
※受診料は自己負担してからの、「検診受診料補助金」の申請手続き後に、全額補助します。

からだ測定会・ 健康相談会を開催します

村では、今年度から新たな取り組みとして、からだ測定会・健康相談会を開催します。

毎月1回、セルフチェックに合わせて、健康に関する相談など気軽にご活用ください。詳細は、折込チラシをご覧ください。

■ 日程・時間

毎月 主に第4火曜日
午前9時～11時30分
6月23日(火)・7月28日(火)
8月25日(火)・9月29日(火)
11月24日(火)・12月22日(火)
令和9年1月26日(火)
2月24日(水)・3月24日(水)

■ 場所

上小阿仁村保健センター

■ 測定内容

●最終糖化産物測定(AGES)
体の焦げつきとも呼ばれるAGESから生活習慣病を評価し、からの老化度を測定します。

●体組成測定(InBody)
体重、筋肉量、体脂肪率、水分量などを部位別に測定できます。

●足指筋力測定
足指の筋力は歩行の安定性や転倒予防の重要な指標となります。

●健康相談

保健師、看護師、管理栄養士がいます。心身のこと以外に、介護や暮らしについての相談が可能です。

ふるさと納税制度「い樹い樹かみこあに応援基金」 寄附金の活用について

「ふるさと納税制度」は、ふるさとや応援したい自治体への寄附金の額が、個人住民税や所得税から一定限度控除される制度です。

令和7年度は298人の方から総額1,418万8,266円のご寄附をいただき、ありがとうございました。



令和7年度 使い道別寄附金額 (単位：円)

使い道	件数	金額
1 ふるさとの自然、景観を生かした事業	94	5,315,000
2 ふるさとの伝統芸能、文化の伝承に関する事業	27	1,725,000
3 豊かな恵みを活かした交流を通じて人々が元気になる事業	16	476,500
4 ふるさとの人々が安全で安心して暮らせるための事業	83	2,872,500
5 その他、村長が必要と認める事業	68	3,756,266
6 令和8年大雪被害支援	10	43,000
合計	298	14,188,266

■寄附金の活用について

いただいた寄附金の一部は「い樹い樹むらづくり活動補助金」として、集落内の賑わい活動事業や、集落内の環境整備（ゴミ集積箱の更新など）の費用として活用させていただいております。

令和7年度は19件の申請があり、244万8千円の寄附金を活用させていただきました。

国民年金の手続きはお済みですか？

20歳になったら国民年金

20歳以上60歳未満の日本国内に居住する方は、国民年金に加入することが義務づけられています。国民年金制度は老後の暮らしをはじめ、事故などで障害を負ったときや、一家の働き手が亡くなったときにみんなで暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。

20歳になられた方には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」等により国民年金に加入したことをお知らせします。

日本年金機構では、20歳になられた方向けに国民年金制度等についての動画を作成しました。国民年金制度の内容、メリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどを分かりやすく案内していますのでぜひご覧ください。

■動画閲覧URL

<https://www.nenkin.go.jp/to-kusetsu/20kanyu.html>

※村のホームページからも閲覧できます。

<https://www.vill.kamikoaani.akita.jp/info/351>

■年金の「未納」「未加入」「免除」

期間のある60歳以上の方へ

やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間

や、国民年金に加入していなかった期間がある場合、その期間に応じて年金額が少なくなってしまう。国民年金には、ご本人の申し出により「60歳以上65歳未満」の5年間（納付月数480月まで）、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる「任意加入制度」があります。

■任意加入の条件

次の①～④のすべての条件を満たす方です。

- ①日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方
 - ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
 - ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
 - ④厚生年金保険に加入していない方
- ・年金受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。
- ・外国に居住する20歳以上65歳未満の方も加入できます。

■月額保険料

月額1万7920円（令和8年度）

●お問い合わせ

鷹巣年金事務所 ☎(62)1490
住民福祉課 税務保険班

☎(77)2222